

事務 事業名	コード1	14800	母子福祉事業	事業 種別	☐ 国土強靱化地域計画	課	子育て支援課						
	コード2				☐ 新市建設計画	所属班	子育て支援班						
施策 体系	施策	7	子育て支援の充実		☐ 総合戦略	電話番号	(62)8012	内線	165	款	項	目	
		施策の展開	16		子育て世帯への経済的支援	☐ 復興計画	予算 科目	会計					
					☐ 定住自立圏構想	一般会計			3				3
					☐ 行政改革アクションプラン	根拠 法令	・児童福祉法 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法 ・旭市高等技能訓練促進費等支給事業実施要綱 ・旭市自立支援教育訓練給付金支給事業実施要綱						

1 現状把握(Do)

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☐ 平成 年度～ ☒ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全休像を記述→	① 母子家庭等自立支援給付金 / 母子及び父子並びに寡婦福祉法) ・ 自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の20%(10万円を上限)が支給されます。支給については、受講前に市の窓口を介して、県から講座の指定を受ける必要があります。 ・ 高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。 ② 母子生活支援施設への措置入所(児童福祉法) ・ 18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設で、さまざまな事情で入所されたお母さんと子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立の支援をします。 ③ 配偶者暴力被害者緊急一時避難支援(旭市単独) ・ 経済的に余裕のない子どもが係わるDV被害者に一時的な避難場所(宿泊施設)を提供し救護をします(宿泊代を市が支払う)。 【業務の流れ】 ○ 母子家庭等自立支援給付金 ① ひとり親世帯から申請 ⇒ 市 ⇒ 千葉県(審査) ⇒ 千葉県(指定) ② 市 ⇒ ひとり親世帯保護者へ給付 ○ 母子生活支援施設への措置入所、配偶者暴力被害者緊急一時避難支援 ・関係機関(旭警察、市民生活課など)又は被害者本人から市(子育て支援課)に支援依頼 ⇒ 市(子育て支援課)により緊急性判断 ⇒ 緊急避難支援(一時的) ⇒ 必要に応じて母子生活支援施設へ措置入所

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.普通旅費	0	(発生対応の予算) 県外の母子生活支援施設訪問
2.母子生活支援施設入所措置委託料	0	(発生対応の予算) 母子生活支援施設の入所措置委託料
3.自立支援教育訓練給付金	0	(申請者なし) 県指定対象教育訓練を受講費への給付
4.配偶者暴力被害者緊急一時避難支援金	0	(発生対応の予算) DV被害者緊急避難支援金
5.母子家庭高等技能訓練給付金	1,132	(給付者数2人) 養成機関での修業費用の一部助成
② 特定財源の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.国庫支出金	920	母子家庭高等技能訓練給付金の国負担額 (国 3/4)
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	
前年度比増減理由:		
③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)		単位:時間
[母子家庭等自立支援給付金、父子家庭等自立支援給付金] ※8時間/月×12か月=96時間		
① 母子自立相談 ② 新規申請受付、県提出資料作成、県送付 ③ 給付金支給(毎月)		
[母子生活支援施設への措置入所] [配偶者暴力被害者緊急一時避難支援] ※実績なし		

		単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)	
事業費	費目内訳	1. 普通旅費	千円	0	0	0	4
		2. 母子生活支援施設入所措置委託料	千円	1,612	3,526	0	2,400
		3. 自立支援教育訓練給付金	千円	0	0	0	60
		4. 配偶者暴力被害者緊急一時避難支援金	千円	0	0	0	0
		5. 母子家庭高等技能訓練給付金	千円	7,011	3,577	1,132	3,600
	事業費計 (A)		千円	8,623	7,103	1,132	6,064
	財源	1. 国庫支出金	千円	2,360	4,445	920	3,945
		2. 都道府県支出金	千円	4,074	881	0	600
		3. 地方債	千円	0	0	0	0
		4. その他	千円	0	33	0	0
5. 一般財源		千円	2,189	1,744	212	1,519	
人件費	正規職員従事人数	人	0.05	0.05	0.05	0.05	
	延べ業務時間	時間	96	96	96	96	
	人件費計 (B)	千円	365	365	365	365	
トータルコスト(A)+(B)			千円	8,988	7,468	1,497	6,429

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⇒	⑤ 活動指標名	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
	26年度実績(26年度に行った主な活動) ア 母子家庭高等技能訓練給付金の給付		ア 母子家庭高等技能訓練給付金の給付者数	人	6	4	2	3
目的	27年度計画(27年度に計画している主な活動) イ 自立支援教育訓練給付金の給付 ウ 母子生活支援施設の入所措置、配偶者暴力被害者緊急一時避難支援金の支給		イ 自立支援教育訓練給付金の給付者数	人	0	0	0	2
			ウ 母子生活支援施設の入所措置、配偶者暴力被害者緊急一時避難支援金の支給	世帯数	1	1	0	1
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか) ア ひとり親世帯数 (児童扶養手当受給世帯数/延件数) イ 子どもが関わる配偶者暴力被害者 (市に緊急支援を申し出た件数)	⇒	⑥ 対象指標名	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
			ア ひとり親世帯数 (児童扶養手当受給者数/延件数)	件	6,958	6,848	6,760	6,795
目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか) ア 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の保護者に 就労機会を与え経済的に自立させる。 イ 子どもが関わる配偶者暴力被害者に緊急支援を安全を 確保する。	⇒	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
			ア 経済的に支援が必要なひとり親世帯の保護者に就労機 会(資格)を与えることにより自立させる。 (児童手当の受給を廃止又は減額した世帯数)	世帯	6	4	2	5
上位 目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか 市民が安心して子育てすることができる	⇒	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
			ア 経済的に支援が必要なひとり親世帯(児童手当受給者数)が減 少する。(ひとり親家庭が公的扶助を受けずとも自立できた数)	世帯	6,958	6,848	6,760	6,795

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
・国では、昭和27年に戦争中亡人対策から始まり50年の歴史を持つ国の母子寡婦対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応できるよう、その再構築を検討している。児童扶養手当制度については、離婚後等の激変期に集中的に対応するものとして見直し、増大する離婚の中でもその機能が維持できるよう検討している。	・法定受託事務(児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法)急速に離婚が増大する中で、母子家庭等ひとり親の下で監護、養育される子どもたちが増えている。子どもの健全な育成は少子高齢化社会の中で大きな課題となっている。特に母子家庭については、母親の就労等による収入をもって自立できること、そしてその上で子育てができることが子どもの成長にとって重要であり、また、子どもを地域や社会全体で育んでいくことが併せて必要となっている。	・特に意見や要望等なし

事務事業名	母子福祉事業	課名	子育て支援課	班名	子育て支援班
-------	--------	----	--------	----	--------

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当 性 評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 「旭市総合計画」の「基本方針3 健やかでやすらぎのあるまちづくり」、「第6節 母子・父子・寡婦福祉の充実」 「旭市子ども・子育て支援事業計画」の「基本目標5 保護が必要な子どもの支援体制づくり」、「ひとり親家庭への就労支援」に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 ひとり親世帯への支援としては、経済的に支援が必要なひとり親世帯を対象としており現在の対象者や意図を継続していく。 子どもが関わる配偶者暴力被害者に対しても現在の対象者や意図を継続していく。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 ひとり親世帯への支援、子どもが関わる配偶者暴力被害者への支援は、児童福祉法等により定められる法定受託事務であり、行政関与は妥当である。
有効 性 評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 児童福祉法等による法定受託事務であり、事業のやり方、予算規模を近隣及び類似団体と比較しても妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☒ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 受益機会の適正化として、市広報や市ホームページ、子育て情報誌(すくすく育てあさひっ子)で広報をしている。また、対象予定者に窓口相談により制度の利用及び啓発を個別に実施しており、これ以上の成果向上は期待できない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：() (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 児童福祉法等による法定受託事務内容において事業を実施しており、他に手段はない。 ☒ 他に手段がない ⇒【理由】
効率 性 評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 前年度等の実績や相談内容等を鑑み予算計上しており削減の余地はない。 特に、子どもが関わる配偶者暴力被害者への支援は、発生対応による予算であり予算執行がない年度が多い。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 ひとり親施策担当(1人)が他の事業と兼務で実施しており、これ以上の人件費の削減の余地がない。
公平 性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 児童福祉法等による法定による対象者であり、受益機会・費用負担など妥当である。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	経済的に支援の必要なひとり親世帯(児童扶養手当受給者)に対し、自立支援員や市担当者による個別相談を実施しているが、自立支援制度の利用希望者が増加しない。引き続き、制度の周知及び啓発を実施していく。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1) 今後の事業の方向性(複数選択可) ※2～3年後を目処にした方向性	(3) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)
☐ 目的再設定 ☐ 行政関与の見直し ☐ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業統廃合・連携(関連事業：) ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☒ 受益機会の適正化 ☐ 費用負担の適正化 ☐ 廃止・休止	
(2) 改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか？ いつまでに ？なにを、どうするのか？ 平成31年度までに 受益機会の適正化として、市広報や市ホームページ、子育て情報誌(すくすく育てあさひっ子)等により周知を図っていく、経済的に支援の必要なひとり親世帯の自立を促進していく。 (旭市子ども・子育て支援事業計画の計画期間最終年度)	



成果		コスト		
		削減	維持	増加
	向上			
	維持		○	
	低下			

(4) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策
経済的に支援の必要なひとり親世帯(児童扶養手当受給者)に対し、自立支援事業の利用を個別にも促しているが、実際の利用まで繋がるのが少ない。